医政改発 1119 第１号
令和８年 11 月 19 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営改革課長

（ 公 印 省 略 ）

放射性医薬品を投与された患者の退出について

放射性医薬品を投与された患者の取扱いについては、これまで医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 15 の規定に基づき、また、「放射性医薬品を投与された患者の退出について」（平成 10 年６月 30 日付け医薬安発第 70 号厚生省医薬安全局安全対策課長通知。以下「通知」という。）により、適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、ルテチウムビピボチドテトラキセタン(^{177}Lu)注射液の効能又は効果として、「PSMA 陽性の遠隔転移を有する前立腺癌」が新たに承認され、適応範囲が拡大されたことを踏まえ、通知の別添「放射性医薬品を投与された患者の退出に関する指針」の一部を別紙のとおり改正します。貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、医療機関における治療が安全に配慮して実施されるよう、関係団体及び管内の医療機関に周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言であることを申し添えます。